

令和2年度 福島県立会津高等学校前期選抜募集要項

福島県立会津高等学校

1 募集定員

- (1) 特色選抜 募集定員240名の10%程度
- (2) 一般選抜 募集定員240名から特色選抜の合格者を除いた数

2 出願資格及び通学区域

- (1) 出願資格については、次の①、②のいずれかに該当する者とする。

① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

② 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

- (2) 志願してほしい生徒像

本校は、校是「好学愛校」「文武不岐」の下、地域に根ざした諸課題に対して、大学等と連携し、多面的多角的な視点からの様々な探究活動の実践による、論理的思考力やコミュニケーション能力、リーダーシップ等を身に付けた、会津から世界へ発信できるグローバルリーダーの育成を目指している。

以上のことを踏まえ、特色選抜においては以下の要件をすべて満たす生徒の出願を求める。

- ① 中学校における学業成績が優秀である生徒。
- ② 教科の学習に加え、その他の活動に対しても積極的で、他の生徒と協力しながらリーダーとなって行動しようと取り組む生徒。
- ③ 本校が指定する部活動について、中学校時に顕著な実績を残し、入学後もその部活動に3年間積極的に取り組む生徒。指定する部活動とは「合唱部、野球部、バスケットボール部、剣道部、陸上競技部、サッカー部」である。

ただし、野球部及びサッカー部については男子のみとする。

- (3) 通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

5 出願期間

令和2年2月6日(木)から2月12日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日及び祝日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封の上、令和2年2月12日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

② 調査書（所定の様式による）

提出期間は令和2年2月18日(火)から2月19日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

③ 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書（上記(1)①に同じ）

② 特色選抜志願理由書（上記(1)③に同じ）

③ 健康診断書（令和2年1月以降に医師の診断を受けたもの）

④ 履修証明書、学習成績証明書

⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（所定の様式による）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式による）を出願に際して本校校長に提出できる。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、令和2年2月18日(火)から2月19日(水)までとする。

郵送の場合には、2月19日(水)の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 県外等からの出願

福島県教育委員会の定めるところによる。

9 願書受付

(1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

10 出願先変更

志願者は、令和2年2月13日(木)から2月17日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願(所定の用紙による)を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- (2) 他の高等学校への出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願(所定の書式による)を在学(出身)中学校長を通して先に出願した高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた高等学校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書(所定の様式による)を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届(所定の用紙による)を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に出願先の高等学校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届(所定の用紙による)を出願期間終了後に、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、出願した高等学校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

1.2 出願の特例措置

- (1) 県外からの出願において、保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、福島県教育委員会の定めるところによる。
- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更する者については、上記「1.0 出願先変更」を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

1.3 選抜方法

(1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、さらに特色検査の結果を併せて資料として、選抜を行う。選抜に当たっては、本校の「志願してほしい生徒像」を踏まえ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

- ① 学力検査を実施する教科は国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とし、各教科の満点を50点とする。外国語（英語）の検査には「放送によるテスト」を含む。
- ② 調査書の「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は385点満点とし、合計520点満点とする。
- ③ 特色面接は50点満点、特色検査は150点満点とする。なお、特色検査は実技検査等とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- ① 学力検査を実施する教科は国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とし、各教科の満点を50点とする。外国語（英語）の検査には「放送によるテスト」を含む。
- ② 調査書の「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。
- ③ 学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

1.4 検査等

(1) 学力検査

- ① 日 時 令和2年3月4日(水) 午前9時～午後3時10分
- ② 会 場 福島県立会津高等学校 (南体育館から入場し、各受験場へ移動すること)
- ③ 日 程

8:20	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	連絡
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

(2) 特色面接・特色検査

- ① 日 時 令和2年3月5日(木) 午前9時～午後4時 (予定)

② 会 場 福島県立会津高等学校 (南体育館から入場すること)

③ 日 程 面接を実施した後、特色検査を実施

8:20 9:00

16:00 (予定)

点呼 諸注意	特色面接	昼食	特色検査
-----------	------	----	------

1.5 受験上の注意

(1) 特色選抜・一般選抜共通

- ① 受験票を必ず持参する。
- ② 上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規を持参する。(ただし、下敷、分度器、分度器機能を有する定規等は使用できない。)
- ③ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まない。
- ④ 携帯電話等の通信機器は持ち込まない。

(2) 特色選抜

上記以外の持参物(実技検査で用いるもの)については、令和2年2月18日(火)以降本校ホームページで示す。

1.6 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(1) 日 時 令和2年3月11日(水) 午前9時～

(2) 会 場 福島県立会津高等学校 (南体育館から入場すること)

(3) 日程の型

出 願	学力検査	特色面接 特色検査	追 検 査		型名
			学力検査	特色面接・特色検査	
特色選抜のみ	受験	欠席	/	○	A型
	欠席	受験	○	/	B型
	欠席	欠席	○	○	C型
一般選抜のみ	欠席	/	○	/	B型
特色選抜 と 一般選抜	受験	欠席	/	○	A型
	欠席	受験	○	/	B型
	欠席	欠席	○	○	C型

(4) 日 程

A型日程

8:20 9:00

12:00(予定)

点呼 諸注意	特色面接 特色検査
-----------	-----------

B型日程

8:20	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45	15:00(予定)
点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	連絡	
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)		

C型日程

8:20	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45	16:00 (予定)
点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	特色面接 特色検査	
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)		

(5) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願（所定の様式による）に医師の診断書を添付し、3月6日午後4時まで本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証（所定の様式による）を交付する。

(6) その他

学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者の別室受検についてはこれまでどおり認めることとする。また、3月4日の学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

1.7 合格者発表

- (1) 令和2年3月16日(月)正午以降に発表する。（本校内に掲示）
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書及び入学準備に必要な書類等を交付する。その際、受験票を持参すること。
- (3) 可否に関して電話による照会には一切応じない。
- (4) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

〒965-0831 福島県会津若松市表町3番1号

福島県立会津高等学校

TEL 0242-28-0211

FAX 0242-28-6680

ホームページアドレス aizu-h.fcs.ed.jp